

第4章. 文化財の保存・活用に関する方針

1. 文化財の保存・活用の取組の経緯

(1) 文化財行政の変遷

平成17年(2005)3月31日に若狭町が誕生してから現在までの町の文化財行政の変遷についてまとめます。

平成17年の合併後の2年間、町の文化財に関する業務は、若狭町教育委員会事務局上中事務所と若狭三方縄文博物館(教育長部局・旧三方町縄文博物館)で行っていました。教育委員会事務局では、熊川宿の町並み保存と上中地域の古墳関係業務、縄文博物館では名勝三方五湖と三方地域の縄文関係業務を中心に行い、それ以外の文化財については、上中地域を教育委員会が、三方地域を縄文博物館がそれぞれ担当していました。

平成19年(2007)に町の機構改革が行われ、上中庁舎周辺が福祉・文化ゾーンと位置付けられたことから、新たに若狭町歴史文化館(旧若狭町公民館)内に町長部局となる「文化財室」が設置され、縄文博物館は文化財室の出先機関になりました。当時は、町長部局が文化財行政を教育委員会の補助執行で行う例は全国的にも少なく、先進的な取組であり、若狭町のような小規模な町で「文化財」を行政組織名にもつ自治体もほとんどありませんでした。同年11月には、若狭町歴史文化館に展示室が開設され、上中地域の古墳から出土した遺物を展示することになりました。またパレア若狭内に設置された「文化振興課」(町長部局)とともに旧両町の融和と新町の文化の振興を目指すため「若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン」を策定しました。

平成22年(2010)の機構改革では、「文化財室」は「歴史文化課」と名称を改め、出先機関として、縄文博物館内に「縄文環境室」が設置され、三方五湖の環境保全業務を行うことになりました。歴史や文化を活かしたまちづくりを目指す町として、組織的にも充実が図られました。平成23年(2011)には「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」が策定されました。

平成30年(2018)には、歴史文化館内にあった「歴史文化課」が縄文博物館内に移転し、これまで2か所に分かれて業務を行っていた歴史文化課の職員が1か所に集約されることになりました。これは、同年9月に縄文博物館の隣に福井県年縞博物館がオープンすることにともない、博物館業務の強化を図るために行われた措置でしたが、合併から13年たって、ようやく町の文化財行政が一体化されたこととなります。これにともない、歴史文化館は出先機関となり、展示室の開館業務については、外部機関に委託されました。また、熊川宿の公開施設に関する業務は観光部局(総合戦略課、平成31年(2019)より観光未来創造課)に移管されました。歴史文化課の学芸職員を含む職員を1か所に集約したことで、本地域計画の作成や文化財の調査研究にも取り組む体制が整いつつあります。

（２）文化財に関する既存の調査・研究

これまで、若狭町内では文化財に関する様々な分野で、数多くの調査が行われてきました。本項では、行政（国、県、町）、大学等の研究機関、集落（区）や個人等の民間団体等が実施した調査・研究の概要と課題についてまとめます。

※文化財に関する既存調査・研究一覧表 資料編 2

① 総合調査

若狭町域の文化財調査は、旧村単位で行われた総合調査からはじまります。明治 22 年（1889）の市町村制の施行以後、昭和 29 年（1954）の旧三方町・旧上中町誕生前後まで、調査内容は旧村単位の村誌・村是（村の産業・経済状況を調査したもので、農村計画といえるもの）といった形で数多く編集・発行されています。同時期に、『若狭小誌』『三方郡誌』『三方郡是』『若狭遠敷郡誌』『福井県史』といった広域の総合調査がまとめられた書誌も刊行されています。

旧上中町・旧三方町からはそれぞれ『上中町郷土史』（昭和 39 年（1964））・『三方町史』（平成 2 年（1990））が発行され、旧村単位の調査に加えて、発行時点で最新の調査情報が掲載されました。それらに前後する時期に、広域の総合調査誌である『大正昭和福井県史』（昭和 31/32 年（1956/1957））・『福井県史』（昭和 57～平成 5 年（1982～1993））も刊行されています。

一方、集落（区）単位の集落史（集落誌）発行に伴う調査は、集落によるものと住民個人によるものとがあります。昭和 40 年代後半（1970～）から令和 2 年度（2020）まで、集落（区）ならではの实情に応じて詳細な内容で編集されています。住民個人による三方郡^{ぐんが}衙遺跡や町域の低湿地遺跡・古墳の踏査、旧三方町域の各集落（区）が分担執筆した『郷土誌』（昭和 48 年（1973））は、『三方町史』に先立つ調査として実施されました。これらと並行する形で、主に指定文化財を掲載した『若狭かみなかの文化財』（昭和 62 年（1987））、『若狭みかたの文化財・同改訂版』（平成 13 年（2001））、『若狭町の文化財』（平成 19 年（2007））といった行政による文化財調査誌の刊行が続けられてきました。

町の計画策定に際して行われた調査のまとめとして、『若狭小浜上中歴史街道』（旧上中町）（平成 9 年（1997））、『若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン』（平成 20 年（2008））があります。また『文化財総合的把握モデル事業 小浜市・若狭町歴史文化基本構想／小浜市・若狭町歴史文化保存活用計画』（平成 23 年（2011））では文化財を把握したうえで、その保存と管理・活用が章を設けて記載されています。

②有形文化財の調査・研究

若狭町の有形文化財の調査・研究対象は多岐にわたっています。

建造物の調査研究については、国の重要伝統的建造物群保存地区である熊川宿で最も古い民家である荻野家住宅の調査が行われ、国の重要文化財に指定されています。また登録有形文化財建造物を目指した調査も行われています。さらに、社寺・民家・近代洋風建築・近代和風建築などの悉皆調査を含んだ調査が、福井県や大学等の研究機関によって実施されています。

古文書の調査・研究については、博物館の図録などで成果が公開されているものが多くみられます。福井県、県立若狭歴史博物館（旧若狭歴史民俗資料館）、大学等の研究機関を主体とした学術調査が多くを占めています。近年では、福井県が中心となり行った調査により、大音家文書が国の重要文化財に指定されています。

考古資料は所蔵者や研究者による個別の調査が行われてきましたが、全体が把握されているものは指定文化財に限られます。彫刻は都と若狭のつながりを示す重要な資料ですが、指定文化財以外は未調査の資料がほとんどです。絵画・書跡、彫刻等は個人所有や、未調査のため価値づけされていない資料が存在する可能性があります。古文書は大音家文書を除くと『福井県史』による概要調査後、詳細調査が進んでおらず、常神社の棟札等、未指定文化財の詳細調査が必要です。

③遺跡・埋蔵文化財等の調査・研究

遺跡・埋蔵文化財の調査・研究は、全文化財類型中最も多い62件が行われています。悉皆的分布調査成果として『福井県史蹟勝地調査報告第1冊（若狭及び越前に於ける古代遺跡）』『上中町埋蔵文化財調査報告書』『上中町埋蔵文化財包蔵地調査カード』『若狭の中世城館』『埋蔵文化財調査報告書』（旧三方町）『福井県遺跡地図』『戦国の若狭一人と城一』『若狭地方主要前方後円墳総合調査報告書』等が刊行され、それらの概要を知るために役立っています。分布調査としては、昭和61～平成10年（1986～1998）の個人による三方郡衙跡、田名遺跡、藤井遺跡、倉見窯跡等の新発見遺跡を含む旧三方町域遺跡群の踏査が特筆されます。

若狭町の遺跡調査は、大正5年（1916）に国鉄小浜線の鉄道敷設工事に伴って西塚古墳の土砂が採取された時、宮内省が調査したことにはじまります。この調査は、昭和10年（1935）に西塚古墳を含む5基の前方後円墳が国指定史跡となる要因になりました。

埋蔵文化財は西塚古墳のように、土木工事等に伴う発掘が調査のきっかけとなることが多く、調査主体もほとんどが福井県・旧上中町・旧三方町・若狭町等の行政機関で占められています。その一方で、大学等の研究機関による学術的調査も古くから進められており、鳥浜貝塚、城山古墳、西塚古墳、糠塚古墳、脇袋丸山塚古墳、藤井岡

古墳群が、県外の大学主体で発掘調査・研究されています。向山1号墳出土品（県指定文化財）のように、調査報告がきっかけとなり文化財指定されたものもあります。

遺跡の多くは開発に伴って発掘調査が行われてきましたが、分布調査や踏査のみで実態が不明のものも多く含まれています。それらの遺跡は範囲確認や内容把握のための分布調査・発掘調査が必要です。

④ 民俗文化財の調査・研究

若狭地域の民俗文化財については昭和20年代（1945～）から注目されており、近年まで多くの調査の蓄積がありますが、主体は個人研究者や民間、福井県（県立若狭歴史博物館（旧若狭歴史民俗資料館））が多い傾向にあります。その性格上、特定の民俗行事や伝統文化に特化して詳細な調査報告までなされているものが多いのが特徴です。

『若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン』では、各集落の住民によって全町域の伝統行事、神社仏閣、指定文化財一覧がまとめられました。また平成20年（2008）、全国でも稀有な民間団体である「若狭町伝統文化保存協会」が発足し、各集落の住民自身が伝統文化の調査を行い『若狭町伝統文化実態調査報告 つたえ・つなぐ』を刊行しました。さらに同協会は「戸祝い・キツネガリ」「王の舞」等、町域に広く分布する特徴的な民俗文化財の調査報告をまとめました。これらの中には、文化財指定につながった例もあります。

有形民俗文化財では、研究機関と県が行った調査により県指定文化財となった三方石観世音の手形・足形等奉納品があります。

県や若狭町伝統文化保存協会による悉皆的な調査が行われ、概要は把握されていますが、個別の詳細な資料調査はほぼ指定文化財に限られています。伝承が途切れたり、変容する性質の文化財が多いことから、未調査のものも含めて現状の記録保存調査が必要です。特に国選択になっている民俗文化財の記録保存が急務となっています。

⑤ 伝統的建造物群の調査・研究

伝統的建造物群の調査・研究は、昭和56年（1981）の熊川宿の保存対策調査が最初です。この調査では、福井大学の協力のもと、熊川宿内のほぼすべて建物の図面が作成され、伝統的建造物群としての特性が明らかにされました。鯖街道の中の熊川宿としての調査は、昭和60年（1985）に、日本ナショナルトラストが主体となり、熊川小学校の児童とともに実施されました。これらの調査成果は、子供から大人に及び、平成8年（1996）の国の重要伝統的建造物保存地区選定に大きく寄与しました。熊川宿では、その後も「伝建地区若狭町熊川宿の防災まちづくり計画」の策定にともなう調査や、大学等によるまちづくりや空き家対策に関する調査などが行われています。

熊川宿においては、選定後の住民の世代交代や新たな主体による空き家等の活用も進んでいることから、選定時に策定した保存計画の見直し調査を実施する時期に来ていると考えられます。

⑥ その他の調査・研究

国指定の名勝である三方五湖については、指定時期が昭和12年（1937）と古く、文化財としての具体的な取り扱いが明確ではありませんでした。観光地として脚光を浴びるようになったことをきっかけに、名勝指定区域における保護意識の育成、観光客等に対する普及啓発、保護区分の確定、関係機関との連携等を目的として、昭和63年（1988年）に「名勝三方五湖保存管理計画」を旧三方町・美浜町が策定しました。さらに平成17年（2005）にラムサール条約湿地となったことをきっかけにして、平成18年（2006年）に保存管理に係る具体的な内容を定め、住民との合意形成を図ることを目的とした名勝三方五湖の現状変更申請の審査指針が若狭町・美浜町によって示されました。

名勝庭園については、平成21～23年（2009～2011）に各市町の民家庭園及び社寺庭園を対象として福井県主導により、若狭町が悉皆調査を行いました。

植物については個々の調査・研究が少ないのが現状で、福井地域の巨木や常神のソテツ等を対象とした調査が行われているのみです。また未指定ながら天然記念物に相当する水月湖年縞は、国外の大学も含む研究機関及び福井県により複数回の学術調査が行われています。

街道沿いの文化財全般を扱った調査は、平成7年（1995）の旧上中町時代から最近まで継続的に行われており、福井県、小浜市、民間研究機関といった他機関と若狭町（旧上中町）との共同で進められてきました。その成果として、日本風景街道、小浜市・若狭町歴史文化基本構想、日本遺産といった総合的な文化財（歴史遺産）として、若狭町域の文化財が取り上げられることになりました。

同じく、町域の文化財全般を取り上げた調査として、『集落の歴史展』等をテーマとした旧三方町立郷土資料館による一連の企画展示、民間事業者による若狭路の歴史・風物の記録集である『新わかさ探訪』、町合併後に全町域の歴史遺産を取り上げた若狭町歴史文化課による『若狭町ふるさと歴史発見』等が挙げられます。これらは指定・未指定の区別なく文化財や歴史遺産を広く調査・記録しているのが大きな特徴です。

この他、郷土の偉人、民話等を悉皆的に取り上げた調査が主に個人や民間団体によって行われています。

(3) 文化財の保存の取組

①文化財指定

- ・文化財の指定において、町による指定等が144件あり、全文化財指定等の76.6%を占めています。
- ・若狭町誕生後の新規文化財指定（昇格含む）は、国指定2件、県指定3件、町指定9件の計14件です。
- ・文化財類型ごとに見ると、建造物1件、考古資料1件、無形民俗文化財7件、有形民俗文化財2件、遺跡1件、古文書1件、歴史資料1件となります。
- ・国選択は無形民俗文化財2件、国登録は建造物2件です。

若狭町誕生後、新たに指定等された文化財（昇格含む）

指定文化財一覧表(若狭町誕生後)							
国指定		2件					【令和3年3月現在】
No.	種別	名称	数	所在地	時代	指定年月日	備考
1	建造物	荻野家住宅	1	熊川	江戸	平26.1.27	
2	古文書	大音家文書	5746	神子	鎌倉～明治	令2.9.30	
県指定		3件					
No.	種別	名称	数	所在地	時代	指定年月日	備考
1	考古資料	向山1号墳出土品	737	若狭町	古墳中期	平28.3.25	櫛一括含む
2	有形民俗文化財	三方石観世音の手形・足形等奉納品	3455	三方	江戸～現代(平成期)	令2.8.4	
3	無形民俗文化財	海士坂の送り盆	1	海士坂		平21.3.31	8月20日
町指定		9件					
No.	種別	名称	数	所在地	時代	指定年月日	備考
1	遺跡	藤井岡古墳	1	藤井	古墳中期	平31.3.28	
2	歴史資料	熊川葛関係資料	10	若狭町	江戸 明治	平31.3.28	
3	有形民俗文化財	熊川葛の製作用具	25	若狭町		平31.3.28	
4	無形民俗文化財	神子の正月神事	1	神子		平23.4.20	
5	無形民俗文化財	戸祝い・キツネガリ	15	町内15集落		平28.3.4	
6	無形民俗文化財	能登神社の例祭神事	1	能登野		平31.3.28	
7	無形民俗文化財	天神社の例祭神事	1	相田		平31.3.28	
8	無形民俗文化財	日枝神社の例祭神事	1	海士坂		平31.3.28	
9	無形民俗文化財	天満宮の例祭神事	1	麻生野		平31.3.28	
国選択		2件					
No.	種別	名称	数	所在地	時代	選択年月日	備考
1	無形民俗文化財	若狭能倉座の神事能	1	能登野		平29.3.3	8月19日他
2	無形民俗文化財	福井の戸祝いとキツネガリ		福井県内		平31.3.28	
国登録		2件					
No.	種別	名称	数	所在地	時代	登録年月日	備考
1	登録有形文化財	鳥浜酒造店舗兼醸造所	1	鳥浜	大正	平23.10.28	
2	登録有形文化財	鳥浜酒造煙突	1	鳥浜	昭和初期	平23.10.28	

②文化財の保存管理

- ・若狭町の文化財に対して、国庫補助金・県費補助金充当もしくは町費によって、保存管理に関わる各種事業が実施されています。
- ・文化財に係る町の諮問機関として、若狭町文化財保護審議会（文化財全般）、若狭町歴史文化館運営協議会（古墳・文化財）、若狭町伝統的建造物群保存地区保存審議会（熊川宿）、若狭三方縄文博物館運営協議会（縄文）を設置し、学識経験者を含む委員から指導助言を受けています。
- ・若狭町は、若狭町伝統文化保存協会の活動に対して助成を行っています。同協会の保存継承事業として、住民の賛同金をいただきながら、町内団体に対して伝統文化に係る物品の修理等の助成を行っています

※平成 21～令和 2 年度（2009～2020）助成数 61 件

- ・これとは別に、若狭町政策推進課所管の一般コミュニティ助成事業（宝くじ事業）で、町内各集落から申請のあった伝統文化に係る物品の修理・新調等の助成を行っています。

※平成 18～令和 2 年度（2006～2020）助成数 30 件

- ・若狭町域の遺跡 6 件・植物（天然記念物）3 件の管理（草刈り、清掃等）を地域の個人・団体に対して毎年度委託しています。
- ・発掘調査で出土した鉄製品、木製品等に対して恒久的な保存処理や、土器の復元修理等を実施しています。
- ・史跡上ノ塚古墳の墳丘樹木伐採や通路の改良を実施しています。
- ・天然記念物（樹木）に対して、支柱設置・更新や防腐処理などの保存修理を行っています。
- ・主に仏像を中心とする有形文化財を所蔵する寺社に対して、収蔵庫の建設や防犯設備設置等に対する助成を行っています。
- ・建造物の修理・修景、防災設備の設置等を行っています。
- ・熊川宿の伝統的建造物群保存地区内における建造物の修理修景の補助事業を毎年度行っています。

※平成 8～令和 2 年度（1996～2020）助成数 116 件（国庫補助事業分）

文化財に係る町の諮問機関

分野	団体名	地域	関係課	関係施設	目的
文化財全般	若狭町文化財保護審議会	町内	歴史文化課		若狭町の文化財全般の保存
古墳・文化財	若狭町歴史文化館運営協議会	町内	歴史文化課	若狭町歴史文化館	若狭町歴史文化館の管理運営
熊川宿	若狭町伝統的建造物群保存地区保存審議会	熊川宿	歴史文化課	熊川宿伝統的建造物群保存地区	熊川宿の保存・整備・活用
縄文	若狭三方縄文博物館運営協議会	町内	歴史文化課	若狭三方縄文博物館	博物館の運営管理

(4) 文化財の活用の取組

①文化財を活かした行事と教育普及活動

- ・町民や地域団体、民間団体との協働のもと、文化財をテーマとした行事や教育普及活動を実施しています。
- ・若狭・三方五湖ツーデーマーチ（三方五湖・熊川宿）、縄文で遊ぼう DOKIDOKI 体験・竪穴住居火焚きイベント（縄文）、Come on! Jomon!（縄文）、伝統文化のつどい（伝統文化）、熊川いっぷく時代村（熊川宿）、古墳にコウフン！バスツアー（古墳）、若狭町歴史環境講座（文化財全般）、若狭町歴史文化館企画展、若狭三方縄文博物館企画展など、幅広い対象にさまざまな形態で文化財の活用を行っています。

文化財を活かした主な行事と教育普及活動の一覧

テーマ	事業名称	主体	目的	財源
三方五湖・熊川宿	若狭・三方五湖ツーデーマーチ	実行委員会	5月の第3土・日曜日に、三方五湖の自然景観と熊川宿の歴史景観を見ながらふれあいを目的とする2日間のウォーキング。日本マーチングリーグに加盟し全国的な大会として行われている。	参加者負担金 町
縄文	縄文で遊ぼう！DOKIDOKI 体験	若狭三方縄文博物館友の会	縄文博物館友の会 DOKIDOKI 会が縄文ロマンパークのはず川を会場に、鳥浜貝塚の復元丸木舟乗船体験等を来場者対象に実施している。	参加者負担金 町
縄文	竪穴住居火焚きイベント	若狭三方縄文博物館友の会	DOKIDOKI 会が縄文ロマンパーク内の復元竪穴住居内で月に1度程度、火焚きを行い、縄文食などをふるまう。	参加者負担金 町
縄文	Come on! Jomon!	若狭三方縄文博物館	地元の縄文ガールズによるミニコンサート等のイベントのライブ配信などを行っている。	参加者負担金 町
伝統文化	伝統文化のつどい	若狭町伝統文化保存協会	全国的に著名な伝統芸能の上演と合わせて、地元芸能の発表により、伝統文化に対する住民の関心の喚起と継承の足がかりとする。	町より補助金 町民からの賛同金 企業協賛金
熊川宿	熊川いっぷく時代村	実行委員会	熊川宿の秋のイベントとして、平成12年より、宿場の街道で行われる祭り。町内のみならず、関西・中部からたくさんの方が訪れる。	町より補助金、熊川の住民の資金など。
古墳	古墳にコウフン！バスツアー	町	若狭町所在の古墳をバスで巡り、車中並びに現地でガイドによる解説を行う。町内外からの参加者に、若狭の首長墳を中心とした御食国若狭の歴史について理解を深めてもらう。	町
文化財全般	若狭町歴史環境講座	企画運営委員会	若狭町の三方五湖・縄文・古墳・熊川・伝統文化・歴史などのテーマを取り上げ、講演会・シンポジウム・現地見学会・公演などを行う。最新の研究成果や文化財の保存・活用に関わる様々な分野の情報を広く住民に提供している。	町より補助金 企業協賛金
文化財全般	若狭町歴史文化館企画展	町	町内の歴史と文化財をテーマに、年数回の企画展を開催する。常設展示では扱っていない資料について、住民に広く周知する。	町
文化財全般	若狭三方縄文博物館企画展	町	主に環境と考古学をテーマに、それぞれ年数回の企画展を開催する。常設展示では扱っていない資料について、住民に広く周知する。	町

※若狭町歴史環境講座一覧表 資料編 3

※若狭町歴史文化館企画展一覧表 資料編 4

※若狭三方縄文博物館企画展一覧表 資料編 5

②歴史的人物顕彰

- ・若狭町では、膳臣、松木庄左衛門、佐久間勉を顕彰する組織による顕彰事業が行われています。

歴史的人物の顕彰一覧

事業名称	主体	目的	財源
佐久間勉艇長顕彰祭	佐久間勉遺徳顕彰会	明治43年4月15日に潜水艇の演習中、佐久間勉艇長は、山口県新湊沖で殉難した。艇長の遺徳顕彰祭が、殉難の日に毎年行われている。	町民からの偉人顕彰会への会費による
松木神社例祭	松木神社奉賛会	若狭の義民、松木庄左衛門は、過酷な年貢、なかでも大豆の取立てをもとに戻さんと、1652年に若狭全村の農民を救うため磔刑に処せられる。毎年秋、大豆の取れる時期に、松木神社にて、例祭が行われる。	町民からの偉人顕彰会への会費による
膳神社例祭	膳神社奉賛会	上中流域に若狭の首長墓古墳が集中するが、その被葬者は膳臣と考えられている。なかでも脳袋に所在する前方後円墳の背後の山は膳部山と呼ばれ、山頂には膳神社が祭られ、秋に例祭が行われる。	町民からの偉人顕彰会への会費による

③学校による取組

- ・子どもたちに郷土の歴史文化への理解を深めることを目的に、各小学校で学び、体験するプログラムが実施されています。
- ・熊川宿では、子ども達が自分たちで歴史を理解し、人に伝えられるようにと、小学校の児童による「子ども語り部」の取組が行われ、観光客との交流を行っています。

学校による主な取組

テーマ	事業名称	学校名	内容
歴史・環境等	地域に関する総合学習（三方学）	三方中	縄文・古墳・漁業・偉人等の学習
歴史・環境等	地域に関する総合学習	上中中	生徒が選んだテーマについて学習（熊川宿など）
自然	写生	みそみ小	円成寺みかえりのマツの写生
食	なし収穫加工体験	みそみ小	なしの収穫、ジャム加工、販売
歴史	博物館等見学	三方小	年縞博物館、縄文博物館、歴史文化館、熊川宿
人物	佐久間勉艇長顕彰祭	三方小	佐久間勉艇長顕彰祭に参加
民俗	調べ学習	気山小	宇波西神社の王の舞を調べる
歴史	浦見川学習	気山小	ボートで浦見川見学 石工体験
食	梅干しづくり	梅の里小	梅もぎ、梅干し、修学旅行でPR
民俗	漁業体験	梅の里小	大敷網、わかめのめつけ
自然	生き物観察	鳥羽小	鳥羽川の生き物を観察
歴史	古墳見学	瓜生小	古墳、歴史文化館見学
歴史	須恵野焼（陶芸）体験	瓜生小	卒業記念品を作成
人物、町並み	松木庄左衛門、熊川宿学習	熊川小	パンフレット作成
歴史、町並み	子ども語り部	熊川小	熊川いっぶく時代村で見どころを紹介
食	葛寒晒し体験	熊川小	熊川葛の寒晒し作業を体験
歴史	歴史クラブ	三宅小	縄文、古墳、熊川宿、浦見川、偉人等の学習

④活発な住民活動

ア) 住民活動団体

- ・三方地域においては、縄文のタイムカプセルといわれる鳥浜貝塚を中心にした文化財の保存・活用が行われ、まさに太古から現代への「共生・循環」のメッセージを元に、「三方五湖自然再生協議会」、「三方五湖浄化推進協議会」、「ハスプロジェクト推進協議会」などが水質保全、自然環境保全・再生、外来魚対策、食文化伝承などに取り組んでいます。
- ・熊川宿においては、「若狭熊川宿まちづくり特別委員会」、「熊川宿伝統芸能保存会」、「熊川宿おもてなしの会」、「熊川宿町並み保存伝統技術研究会」、「熊川葛振興会」、日本風景街道の活動団体である「鯖街道熊川宿まちづくり協議会」などが多彩な活動を展開しており、近年では、民間企業である「株式会社デキタ」や「一般社団法人熊川プロジェクト」などによる新たな取組が始まっています。
- ・「若狭三方縄文博物館」においては、友の会 DOKIDOKI 会が講演会や縄文ロマンパークでの各種イベント運営、グッズづくりや食部会活動などを行っています。また展示説明員や体験補助員は来館者の対応を支えています。
※説明員の対応件数 113 件（令和2年度）
- ・「若狭町歴史文化館」においては、歴史文化館サポーターの会が町の文化イベントにおける出展や掲示資料づくりなどの面で学びの幅を広げています。
- ・その他、民間のボランティア団体では自然保護団体、若狭町の語り部（観光ボランティア）などが活動しています。
※語り部の対応件数 106 件（令和元年度）
- ・平成20年（2008）には、「若狭町伝統文化保存協会」が発足し、指定・未指定に関わらず、町内に今も受け継がれている伝統文化の保護継承に対して積極的な取組を進めています。

主な住民活動団体の一覧

分野	団体名	地域	関係課	関係施設	活動内容
熊川宿	若狭熊川宿まちづくり特別委員会	熊川宿	観光未来創造課		熊川宿の保存とまちづくり
熊川宿	一般社団法人熊川プロジェクト	熊川宿	観光未来創造課		空き家の活用など
熊川宿	熊川宿町並み保存伝統技術研究会	熊川宿	歴史文化課		民家の修理、修景の技術的研究
熊川宿	熊川区自主防災会	熊川宿	歴史文化課		熊川宿の防災活動
熊川宿・芸能	熊川宿伝統芸能保存会	熊川宿	歴史文化課		熊川宿の伝統芸能の保存継承
熊川宿	熊川葛振興会	熊川宿他	観光未来創造課		熊川葛の製作技術の継承
熊川宿	鯖街道熊川宿まちづくり協議会	熊川宿	観光未来創造課		日本風景街道認定団体
熊川宿	熊川宿おもてなしの会	熊川宿	観光未来創造課	旧逸見勘兵衛家住宅	旧逸見家の宿泊・喫茶事業の運営
熊川宿	株式会社デキタ	熊川宿	観光未来創造課		古民家を活用した宿泊施設等の運営他
伝統文化	若狭町伝統文化保存協会	町内	歴史文化課		町内の伝統文化の保存継承
自然環境	ハスプロジェクト推進協議会	三方五湖周辺			三方五湖周辺の里地里山保全活用
自然環境	三方五湖浄化推進協議会	三方五湖			三方五湖流入河川の浄化
偉人顕彰	佐久間勉艇長遺徳顕彰会	町内	-		町内の偉人顕彰
	膳神社奉賛会・松木長操顕彰会				

歴史	若狭町の語り部（みかたの語り部・かみなかの語り部）	町内	観光未来創造課		町内の歴史文化のガイド
観光	若狭三方五湖観光協会	町内	観光未来創造課	道の駅若狭三方五湖	町内観光振興、誘客促進道の駅運営
三方五湖	三方五湖自然再生協議会	三方五湖	歴史文化課他		外来魚対策等
三方五湖	三方五湖保全対策協議会	三方五湖	歴史文化課		
三方五湖	鳥浜漁業協同組合	三方湖・鱒川	農林水産課		
三方五湖	海山漁業協同組合	水月湖・蒼湖	農林水産課		
三方五湖	福井県農業協同組合	三方地域	農林水産課		
縄文	若狭三方縄文博物館友の会 DOKIDOKI 会	町内	歴史文化課	若狭三方縄文博物館	博物館事業への支援・参加
古墳など	歴史文化館サポーターの会	町内	歴史文化課	若狭町歴史文化館	古墳の情報発信等
熊川宿	熊川宿公開施設管理組合	熊川宿	観光未来創造課	熊川宿内の公開施設	宿場館、番所、与七、村田館等の管理
古墳など	若狭美&B ネット	町内	歴史文化課	若狭町歴史文化館	展示室受付等の管理

イ) 地区公民館活動

- ・旧村単位で設置された公民館活動も多方面にわたって活発に行われています。特に「地域づくり協議会」が中心となり、ふるさと意識を醸成するべく歴史文化や自然体験に関する活動が多く展開されています。

地区公民館の主な活動の一覧

テーマ	事業名称	公民館	内容
歴史・自然	大倉見城登山	三十三公民館	大倉見城に登る
歴史	子ども大会	三方公民館	佐久間艇長、元向陽寺の学習
歴史・自然	ウォーキング	西田公民館	不動の滝（梅ヶ原）
歴史・自然	歴史の道探訪	鳥羽公民館	鳥羽地区からつながる山道を探訪する
歴史	地域の宝学習	瓜生公民館	地区内の中学3年生の古墳学習
歴史	古墳研修会	瓜生公民館	県外の古墳を見学する
歴史・町並み	熊川いっぷく時代村	熊川公民館	熊川宿の町並みを活かした秋のイベント
歴史・人物	松木神社清掃活動	熊川公民館	子供たちと清掃活動を行う。
歴史・自然	街道松植樹	三宅公民館	旧若狭街道の街道松を植樹する

⑤民間事業者による取組

- ・観光分野を中心に、民間事業者等により文化財を活かした商品開発等が行われてきました。
- ・近年、熊川宿や三方五湖周辺において、民間事業者を中心として地域のまちづくりへとつながる新たな取組が始まっています。
- ・熊川宿においては、株式会社デキタが、伝統的建造物群保存地区内で空き家となっていた保存物件を活用して、シェアオフィスや宿泊施設等の運営を行っています。また一般社団法人熊川プロジェクトは、逸見勘兵衛家住宅の指定管理者として、収益性を目指した宿泊事業などの取組を行っています。
- ・三方五湖周辺においては、一般社団法人若狭路活性化研究所が、豊かな自然を活かして、スポーツを通じた交流や子ども達の体験などを行っています。

民間事業者による主な取組の一覧

テーマ	事業名称	事業所	目 的
自然	自然体験プログラム	自然に大の字あそびーや	子どもからシニアにわたって、三方五湖・若狭湾での漁撈体験・カヤック等をプログラム化によって体験する。
自然	体験学習事業	かみなか農楽舎	農業体験月1回・週末1泊2日を基本とした通年の環境教育・農業体験事業で、農を中心に海・山も素材とした体験学習とし、親も子供も楽しめるプログラムとしている。
自然	わくわく若狭ふるさと体験	(社)若狭三方五湖観光協会	名勝三方五湖地域で漁師1日体験として、磯生態系観察の後、カヌーやシュノーケリングの初心者向け研修・実習会を実施し、漁師に必要な基本知識・技能などを学ぶ。
自然	漁業体験	(社)若狭三方五湖観光協会	名勝三方五湖地域で、大型の定置網(大敷網)を使った漁の様子を漁船に乗って見学し、民宿の斡旋も行う。
縄文	みかた温泉きららの湯開業	みかた温泉きららの湯	遠赤外線サウナ、漆風呂、縄文風呂、石風呂、足湯などの縄文丸木舟・土器を活用した温浴施設
食文化	手作り体験	福井県農業協同組合	梅の里会館で、梅大福・梅ジュースの手作り体験を行う。
食文化	梅の製品開発	福井県農業協同組合	名勝三方五湖区域内で生産される梅を使った製品を開発する。
観光	三方五湖レインボーライン運営	(株)三方五湖レインボーライン	三方五湖有料道路レインボーラインの運行公開し、季節の移り変わりによる名勝三方五湖地域を観光に活用している。
町並み	歴史的建造物活用	(株)デキタ	空き家となった歴史的建造物を活用して、シェアオフィスや店舗、宿泊施設を運営している。
町並み	町並み保存など	(一・社)熊川プロジェクト	空き家活用など
自然	自然体験	(一・社)若狭路活性化研究所	嶺南地域を舞台に、豊かな自然を活かして、スポーツを通じた交流(若狭路スポーツトリップ)や子どもたちの体験(若狭路自遊楽校)、次世代育成・移住促進(ソーシャルビジネスカレッジ)などを行う。

⑥特色ある文化財関連施設

- ・若狭町には多様な文化財関連施設が数多く立地しています。
- ・その中でも主要なものに鳥浜貝塚の研究成果や出土遺物をベースにして、共生・循環という現代社会へのメッセージを伝える「若狭三方縄文博物館」、古墳時代の若狭と朝鮮半島との関係を示す「若狭町歴史文化館」、名勝三方五湖のうち最大の湖である水月湖の湖底に堆積した7万年分の年縞堆積物から地球の歴史を紐解く「福井県年縞博物館」、若狭湾と三方五湖の自然と動植物を紹介する「福井県海浜自然センター」、熊川宿と鯖街道の歴史を伝える「若狭鯖街道熊川宿資料館」という若狭町の地域性を語る文化施設があります。
- ・隣接する小浜市には、若狭地域の文化財を包括的に展示する福井県立若狭歴史博物館もあります。

文化財関連施設

【令和3年1月現在】

施設の名称	開館年	目的	入館料
福井県海浜自然センター	H11 (1999)	人と自然との共生をめざすための体験施設。海を素材とした体験を中心とし、磯・野鳥・プランクトン観察や海藻を利用した押し葉づくり等が楽しめる。	無料
福井県年縞博物館	H30 (2018)	三方五湖のひとつ水月湖の湖底に眠る7万年分の縞模様の堆積物を展示している。若狭三方縄文博物館と共通入館券を発行するなど連携を図っている。	一般 500 小中高 200
福井県里山里海湖研究所	H25 (2013)	県内の里山里海湖の生物、生活、経済、景観の多様性を育み、地域を元気にすることを目指し、各分野の調査・研究と野鳥観察をはじめ各種体験事業を実施している。	野鳥観察棟 無料
若狭三方縄文博物館	H12 (2000)	名勝三方五湖周辺の「縄文のタイムカプセル」と称される鳥浜貝塚の出土品を中心に、縄文時代の遺物と合わせて、自然との共生・循環のメッセージを発信している。	一般 500 小中高 200
若狭町歴史文化館	H19 (2007)	北川流域周辺に若狭の首長墓古墳が集中するが、その出土品は渡来系のものが多い。御食国若狭や日本の古代を語るに不可欠の資料として、公開展示している。	無料
若狭鯖街道熊川宿資料館(宿場館)	H9 (1997)	若狭と京をつなぐ中継拠点として栄えた熊川宿と鯖街道の歴史や民俗を資料や写真で紹介する。建物は、昭和15年築の熊川村役場を活用している。	大人 200 小中無料
旧逸見勘兵衛家住宅	H10 (1998)	幕末に建てられた熊川を代表する逸見家を、土蔵と庭と合わせて一体的に整備した。内部については、現代性を加味した改修がなされ、宿泊施設として活用されている。	休祝日公開(不定期) 大人 100 小中無料
熊川番所	H15 (2003)	番所であった建物を改修して長年、民家として住まれていたが、全解体し番所として復原した。全国の伝建地区に唯一残る熊川の番所として公開している。	大人 50 小中高無料
熊川宿体験交流施設与七	H26 (2014)	熊川宿の下ノ町の民家を改修。各種体験を行ったり、観光客の休憩施設として活用されている。	無料
村田館	H29 (2017)	熊川をルーツにもつ、京都の老舗料亭菊乃井の主人で日本遺産大使である村田吉弘氏を紹介する施設。村田家の旧宅を改修して整備された。	無料
道の駅 若狭熊川宿マンガで知る鯖街道ミュージアム	H29 (2017)	道の駅に併設された土蔵風の建物。内部でマンガ等により、鯖街道を紹介している施設。道の駅には年間40万人を超える観光客が訪れる。	無料
佐久間記念交流会館	H22 (2010)	明治43年4月15日に潜水艇の演習中、山口県新湊沖の瀬戸内海で殉難した、佐久間勉艇長の遺徳を顕彰するための施設。身に着けていた衣類や懐中時計、墨蹟などを展示している。	無料
梅の里会館	H7 (1995)	生梅や梅の加工品を展示販売したり、梅大福や梅ジュースの手作り体験を行なわせる施設。歴史については、パンフレットなどで紹介している。	無料

(5) 取組経緯のまとめ

前項までの取組経緯を下記にまとめます。

文化財行政	<p>歴史文化のまちづくり推進と組織の充実：本計画策定や文化財の調査研究に取り組む体制が整いつつある</p> <p>H17. 若狭町誕生 H17. 教育委員会文化財係 → H19. 文化財室 → H22. 歴史文化課 → H30. 歴史文化課（一か所に集約） ○「若狭町環境・文化・芸術ビジョン」(H20) ○「小浜市・若狭町歴史文化基本構想」(H23)</p>
調査・研究	<p>行政・大学・民間等の充実した調査・研究成果があるが、未指定等はさらなる詳細調査が必要</p> <p>①総合調査 旧村誌、町史、県史、集落史、計画策定に際する調査（町）、など</p> <p>②有形文化財 建造物（荻野家住宅）、古文書（大音家文書）、など →考古資料・彫刻は指定文化財以外は把握されておらず未調査のものがほとんど 絵画・書籍等は個人所有のものなど未調査のため価値づけされていない資料が存在する可能性がある 古文書は、大音家文書以外は、概要調査後、詳細調査が進んでいない。</p> <p>③遺跡・埋蔵文化財 悉皆的分布調査、遺跡調査（西塚古墳など）、埋蔵文化財（向山1号墳出土品など）、など →分布調査や踏査のみで、実態が不明なものも多い。範囲確認や内容把握調査が必要</p> <p>④民俗文化財 全集落の伝統文化調査、「戸祝い・キツネガリ」「王の舞」調査（若狭町伝統文化保存協会による）、など →個別の詳細な資料調査は指定文化財のみ（中断や変容の可能性）。特に国選択文化財の記録保存が急務。</p> <p>⑤伝統的建造物群（熊川宿） ほぼすべての建物図面の作成、町並み調査（熊川小学校児童と共同）、防災調査、空家調査 →世代交代や新たな主体による活用なども進んでいることから、保存計画の見直し調査が必要</p> <p>⑥その他 三方五湖保存管理計画にもとづく調査、庭園悉皆調査、街道調査、文化財・歴史遺産調査（指定・未指定） →三方五湖は現在も継続調査、天然記念物等の個々の調査・研究は少ない</p>
保存	<p>文化財の指定の促進と支援・助成制度の運用</p> <p>①指定 ・調査が指定につながっている。 ・若狭町誕生（H17）以降、14件新規文化財指定（昇格含む） [内訳] 指定区分 国2、県3、町9 文化財類型 建造物1、考古資料1、無形民俗文化財7、有形民俗文化財2、遺跡1、古文書1、歴史資料1</p> <p>②保存管理 ・町の諮問機関＝若狭町文化財保護審議会（全般）、若狭町歴史文化館運営協議会（古墳・文化財）、 若狭町伝統的建造物群保存地区保存審議会（熊川宿）、若狭三方縄文博物館運営協議会（縄文） ・若狭町伝統文化保存協会による保存継承事業（伝統文化に係る物品の修理等）（61件、2006年～） ・鉄製品・木製品の恒久的保存処理、土器の復元修理、史跡の環境整備、樹木の保存修理、建造物の防災設備設置、など ・コミュニティ助成事業（伝統文化）（39件、2006～）、伝建修理修景補助事業（熊川宿）（116件、1996～）</p>
活用	<p>多主体による活発な活動とさらなる拡充の可能性</p> <p>①文化財を活かしたイベント 町・博物館、地域団体、民間団体、など</p> <p>②歴史的人物顕彰 膳臣、松木庄左衛門、佐久間勉艇長</p> <p>③学校 学校プログラム、子ども語り部（熊川宿）</p> <p>④住民活動 住民活動団体（自然環境保全・再生、熊川宿・鯖街道、若狭三方縄文博物館友の会、若狭町歴史文化館サポーター、語り部、若狭町伝統文化保存協会）、地区公民館活動</p> <p>⑤民間事業者 商品開発、伝統的建造物（空き家）活用、自然体験</p> <p>⑥文化財関連施設 若狭三方縄文博物館、若狭町歴史文化館、若狭鯖街道熊川宿資料館宿場館、など</p>

文化財保存・活用にかかる取組経緯のまとめ

2. 文化財の保存・活用に関する課題

令和6年(2024)には北陸新幹線が敦賀まで延伸し、若狭町へのアクセスが向上します。これから文化財を保存し、活用していくことで、より魅力的な地域づくりに寄与することが期待されます。ここでは、広く歴史まちづくりに関する課題を下記に整理します。課題の整理に当たっては、指定等文化財の所有者・管理者を対象としたアンケート調査及び保存・活用の担い手となる地域団体へのヒアリングを実施しました。
※文化財の所有者・管理者アンケート結果 資料編6

① 文化財の調査と潜在的な文化遺産の掘り起こしが不十分である

- ・町内には、まだ文化財として認知されていない潜在的な文化遺産が多数存在していると考えられます。これらの掘り起こしと調査を継続して進め、その価値を明確にする必要があります。
- ・埋蔵文化財は人の目に触れていないので、破壊の恐れがあります。将来的には北陸新幹線の工事も計画されています。
- ・個人で所有している古文書や社寺の石造物などが多くありますが、ほとんど知られることがなく、またその多くについて価値が評価されていません。
- ・指定された文化財の中にも調査が不十分なものがあります。

②文化財やその周辺環境に対する理解が不足している

- ・文化財や周辺環境の価値に対する理解が不十分であるため、開発や施設整備等に伴い、文化財の滅失や不調和が発生してしまう恐れがあります。
- ・観光等の文化財活用を目的とした事業が行われるのにも関わらず、施設デザインやサイン設置、道路などの土木工事で、かえって景観を阻害することがあります。
- ・道路等の公共施設整備において、行政内部で文化財に対する理解が十分に共有されずに事業が進められてしまうこともあります。
- ・文化財及びその周辺環境の調査を実施し、地域住民や行政がその価値を理解したうえで、保存・活用を進めることが重要です。

③社会・経済情勢の変化による文化財の滅失・改変が進んでいる

- ・人口減少、少子高齢化が進行すると、経済活動も停滞していく傾向にあり、地域社会の維持が難しくなっています。
- ・地域コミュニティで子どもの数が減り、世代交代や後継者不足により、民俗文化や伝統技術の担い手が不足し、管理や継承が難しくなっています。また、伝承できる人員の不足も見られます。

- ・文化財を多く抱える社寺では、氏子や檀家の数が減少してきており、将来にわたって維持していくことが難しくなっています。
- ・指定等文化財においても、有形文化財については約半数が老朽化等の問題を抱えており、また、無形文化財については約半数で指定後の変化（簡略化）が行われているのが現状です。
- ・個別の文化財のあり方が変容せざるを得ない状況において、将来に向けて継承の方法が見えない状況もみられます。
- ・文化財を保存、継承していくために必要な費用負担への行政の対応が十分ではありません。
- ・空き家が増え、重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿でも歴史的町並みを保つことが難しくなっています。
- ・個人所蔵の古文書は十分に把握できておらず、世代交代等に伴い消失の危機にあります。
- ・町への寄託・寄贈の要望が増えてきていますが、収蔵スペースの不足や財政難、人員不足等により、十分な受け入れ態勢が整えられていません。

④文化財を脅かす災害への対策が進んでいない

- ・若狭町は自然環境が豊かな地域ですが、一方で、自然災害で大きな被害を受ける恐れがあります。
- ・指定等文化財の所有者等を対象としたアンケートでは、現在の課題として、自然災害・火災への対策が最も多くあげられています。
- ・津波による海岸部の集落への浸水、豪雨による北川や鱒川の氾濫、山林や周辺の土砂災害、台風等の強風による天然記念物（樹木）や建造物の被害等、様々な自然災害で被災する恐れがあります。
- ・平成 11 年（1999）の豪雨、平成 16 年（2004）の福井豪雨、平成 25 年（2013）の台風 18 号による被害は記憶に新しいですが、各災害（洪水、土砂災害、地震、津波）についてハザードマップが作成されており、文化財の所蔵個所の多くが危険地帯に含まれています。
- ・文化財の多くは老朽化した木造建造物に所蔵されています。特に、重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿は、木造家屋が密集しており、火災や地震への備えも必要です。

⑤文化財が地域の誇りと活力につながっていない

- ・住民の地域に対する誇りが薄らぎ、文化財に対する関心が低くなってきています。
- ・文化財は地域の歴史を物語る所産であり、地域のコミュニティを支え、地域を元気にする誇りと活力を生み出すものでなければなりません。
- ・文化財が生業を生み出していない状況も、住民の関心が薄れてきていることの大きな要因となっています。
- ・現状では、文化財保存・活用に関わる取組は、ほとんどがボランティアを基本とする活動により支えられており、活動を支えるための資金的な仕組みがありません。
- ・まちづくりや観光など、他分野と連携して、住み続けたい地域づくりの実現を目指して取り組んでいく必要があります。

⑥文化財の価値を総合的に守り、活かす仕組みがない

- ・文化財は、単体としてだけでなく、周辺環境、関連する住民の活動や生業、他の潜在的な文化遺産との関係性のなかで、総合的な価値を有しています。文化財の枠組みに捉われない、地域ごとの特性を活かした取組が必要です。
- ・観光、景観、地域コミュニティ、教育などと結びつけた保存・活用方策を進める必要があります。
- ・行政内部においても、各部署が連携する必要がありますが、十分な取組体制が整っていません。

⑦住民にとって文化財が身近に感じられていない

- ・集落等において世代間で伝承する仕組みが薄れてきており、住民が自らの地域の文化財について知らない状況があります。
- ・信仰や地域社会形成など、文化財の本来の価値や意味が関係者間で共有されなくなってきています。
- ・小学校から中学校に継続して、地域の文化財に即した歴史文化を学ぶプログラムがほとんどなく、子どもたちに十分に歴史文化を伝えることができていません。
- ・地域コミュニティが薄れつつある現状では、若狭町全体で子どもたちに文化財の意義を伝えていく必要があります。
- ・博物館等の企画展や講演会なども地域のニーズに合致したものとし、より多くの地域住民が参加できるよう運営を行っていく必要があります。

⑧地域内外への情報発信が不十分である

- ・地域社会や関係者間で価値が共有されることに重きが置かれ、それ以外への情報発信を行っていない文化財も多く、また、受け入れ設備や体制の不足等により情報発信を躊躇してしまう文化財も多くあります。
- ・町内には多数の文化財（未指定含め）がありますが、社寺に収蔵されている仏像や絵画などは公開されていないものも多くあります。
- ・重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿においては、公開民家は設定されておらず、古墳等の遺跡についても見学等の環境が不十分な状況です。
- ・豊富な民俗文化財を見学できるような情報発信が十分ではありません。
- ・多言語表示など、海外からの来訪者に対する案内が十分ではありません。
- ・町内の文化財を案内する語り部の担い手が減少し、来訪者の依頼に十分に対応できていません。

⑨文化財保存・活用の体制が不十分である

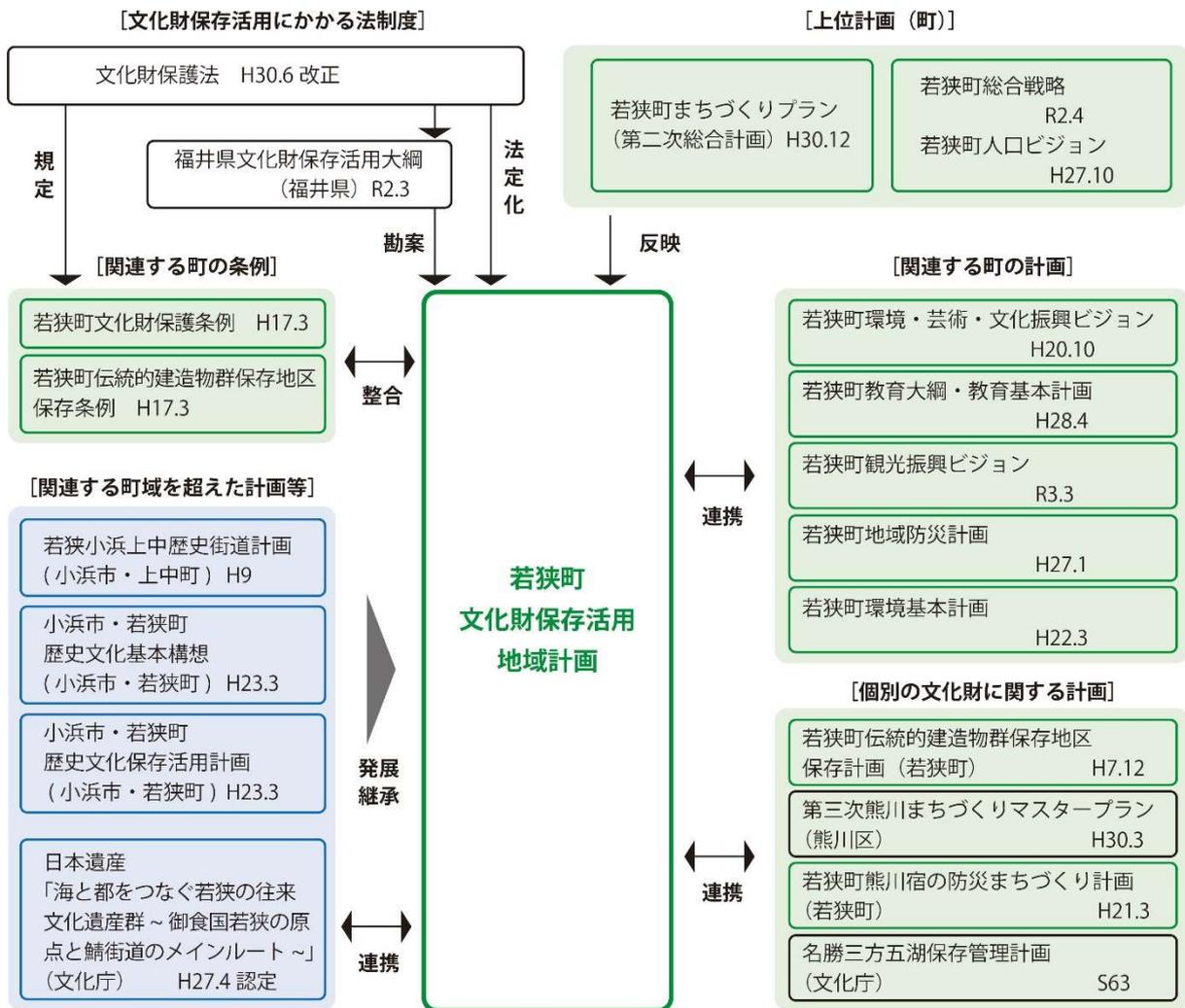
- ・若狭町は文化財が豊富かつ多様であり、それぞれの特徴に応じて保存、管理、継承していく必要がありますが、行政のみでは難しいのが現状です。
- ・文化財の保存・活用を担う学芸員の数など、行政内部の体制が十分ではありません。
- ・文化財の多くは集落や社寺の管理であり、地域で文化財を守り、継承していくことが必要ですが、取組を支援する仕組みが不十分です。
- ・これまで数多くの文化財に関する調査や研究の蓄積がありますが、データベースを整備し、公開することができていません。

⑩行政と地域等の協働が十分進んでいない

- ・文化財の保存・活用に関わる人材の高齢化、郷土史家の減少などが進んでおり、若い世代が参画できるような新たな協働の仕組みが必要です。
- ・公（行政や関係団体等）、民（地域住民・団体、民間事業者等）、学（小中学校、高校、大学、専門家等）が連携し、協働で取り組む体制を創り出す必要があります。

3. 地域計画の位置づけ

既に、文化財の保存・活用に関して、上位計画、関連する町の計画及び町域を超えた計画等が存在します。本計画は、文化財保護法の第183条の3に基づいて作成され、下図のように位置づけられます。



文化財保存活用地域計画の位置づけ

(1) 文化財保存・活用にかかる法制度

①文化財保護法 文化庁 平成30年6月一部改正

文化財保護法の改正により、(1)都道府県による文化財保存活用大綱の策定、(2)市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、(3)市町村による文化財保存活用支援団体の指定、(4)所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等、が新たに制度化されました。

文化財保存活用地域計画は、地域における総合的な保存・活用の推進を目的とするもので、域内の未指定を含む文化財の総合的な把握を行い、保存・活用のために必要な措置を定めます。

② 福井県文化財保存活用大綱 福井県 令和2年3月

文化財保護法第183条の2に基づき、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら文化財の保存・活用に取り組む共通の指針として策定されました。基本理念を『「魅力ある福井の文化財」を未来につなぎ、愛着と誇りある郷土を目指して』としています。(1)調査・指定等、(2)保存、(3)修理・整備等、(4)活用、(5)人材の育成、の各項について基本の方針及び措置が示されています。加えて、市町への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財保存・活用の推進体制が定められています。

市町村の策定する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案し、作成するものと文化財保護法で定められています。

③ 若狭町文化財保護条例（若狭町） 平成17年3月

文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、同法及び福井県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で若狭町の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって町民の文化向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。

文化財を、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群とし、それぞれ町による指定や保存等について規定しています。また、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議するための若狭町文化財保護審議会の設置を定めています。

④ 若狭町伝統的建造物群保存地区保存条例（若狭町） 平成17年3月

文化財保護法第143条第2項の規定に基づき、若狭町が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって若狭町の文化的向上に資することを目的としています。

保存地区の適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会に審議会を設置し、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議することが定められています。

(2) 上位計画

①若狭町まちづくりプラン（第2次若狭町総合計画 2018～2022） 平成30年12月

2005年の合併後に、第1次総合計画（2007年策定）及び後期計画（2010年策定）に基づき積み重ねられてきた各種の取組を、さらに充実、発展させ、町民、企業、行政が一体となってまちづくりを実践していくために策定されました。まちの将来像として、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を掲げ、大切なふるさとに住み続けていくため、活力あるまちづくりを進めるものとしています。

将来像を達成するための基本計画（5年間）として、7つの分野で施策を設定し、事業を展開するものとしています。その一つとして、自然・文化を後世へ継承するまちづくりが掲げられています。

分野	重点施策	実施施策	具体的取組
自然・文化を後世へ継承するまちづくり	歴史資源を活用したまちづくり	①熊川宿保存整備の促進	1. 伝統的建造物の修理修景 2. 林業遺産の保存 3. 日本遺産「御食国若狭と鯖街道」の保存活用
		②三方五湖の自然・文化遺産の活用	1. 福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の連携強化 2. 観光・教育と連動した取組の実施
	文化に学ぶ環境保全の推進	①三方五湖の保全	1. 三方五湖の自然再生の調査研究 2. ヒシの刈り取り 3. 富栄養化対策（水質改善） 4. 外来種の駆除
		②自然との共存	1. 環境学習の実施 2. 体験講座の充実
		③環境推進体制の充実	1. 若狭町環境パートナーシップ会議の運営 2. 若狭町環境パートナーシップ会議と関係団体、関係機関との連携強化 3. 住民の環境活動への支援
	芸術・文化の振興	①歴史と文化の継承・保存	1. 若狭町伝統文化保存協会の充実 2. 有形文化財の計画的な補修 3. 未指定の文化財の指定 4. 古墳の調査研究、保存整備
		②芸術、文化活動の拡充	1. 文化芸術活動の推進 2. 文化団体・活動者の支援 3. 図書館の充実 4. 文化施設の運営検討

②第2期若狭町総合戦略 令和2年4月

第2期若狭町総合戦略の計画期間は2020年度から2024年度の5年間です。平成27年に策定された若狭町人口ビジョンのよると、2060年に1万人程度を維持することを目標に掲げています。これを実現するために総合戦略では「活力を育む交流を拡大する」「次世代の活動環境を創造する」「地域の力を高める」「若い世代が住みたくなる地域をつくる」「わかさの資源で産業を元気にする」という5つの基本目標を設定し、それぞれ具体的な施策や数値目標が示されています。

(3) 関連する町の計画

①若狭町環境・芸術・文化振興ビジョン 若狭町 平成20年10月

平成17年に若狭町が誕生し、より効果的に総合的に文化のみえるまちづくりを進めていくことを目的に、自然遺産と文化遺産を活かし、芸術、文化の振興を図るための指針と具体策を示すものです。「芸術、文化の薫り高い環境のまち・若狭町」を実現するために、基本方針として、「1. 自然環境との共存」「2. 歴史と文化の継承」「3. 芸術、文化活動の創造」「4. 芸術、文化情報の共有」が掲げられ、それぞれ具体策まで記載されています。また、各集落の住民によって調査された伝統行事・神社仏閣などについてまとめられています。

②若狭町教育大綱・教育基本計画 平成28年4月

計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間で、教育大綱は若狭町の教育に関する理念・取組方針を定めています。4つの基本方針の一つとして、「ふるさとの環境・文化教育の充実」をあげ、自然遺産や文化遺産を現在の視点でとらえ直し、「歴史と文化の継承」と「新しい芸術・文化の創造」に取り組む人材を育成するとしています。基本計画では、それら方針のより具体的な施策が示されています。

③ 第3次若狭町観光振興ビジョン 令和3年3月

平成28年に見直した第2次計画から5年が経ち、観光を取り巻く環境は大きく変化しました。新型コロナウイルスの感染拡大による観光業への打撃、令和6年(2024)に予定されている北陸新幹線の敦賀延伸などの大きな環境の変化に対応すべく、現状を踏まえつつ広域的な視点や外部からの視点を持ち、若狭町のあるべき姿の実現に向かって、官民の共通の目標及び取組みとなる第3次若狭町観光振興ビジョンを策定しました。「都びとより愛されし食と雅遊の国(まち)若狭町～5彩の水が織りなす自然、歴史、文化を活かした観光まちづくり～」を基本理念とし、自分たちによる『ほんもの』の魅力の再発見と洗練、若狭町の『ほんもの』を観光客にゆっくりと堪能いただくための環境の整備とその効果的な伝達という2つの基本方針を定め、「御食国の食を知る・活かす」、「雅遊の環境を整備する」、「来訪者へほんもの魅力を伝える」などといった基本施策を掲げて事業を推進します。

④若狭町地域防災計画(一般・地震災害対策計画) 若狭町防災会議 平成19年3月作成、平成27年1月修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、若狭町防災会議が作成した計画です。若狭町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施するこ

とにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と福祉の確保に資することを目的としています。現計画では、文化財についての記載はありませんが、今後は、文化財についても災害時への十分な備えを行い、計画的に保全を図っていくことが必要です。

⑤若狭町環境基本計画 若狭町 平成22年3月

全国的にも数少ない海あり湖あり山ありの素晴らしい景勝地を有する若狭町において、環境保全に関する住民、事業者、行政等の役割を定めるとともに、幅広い主体の意見等を集約させた地域特性に合わせた実効性のある施策、ならびに各主体が参加・連携して取り組んでいくための推進体制、進行管理の仕組みを定めるために策定されました。目指す将来像を「太古より水、緑と歩む町ー若狭町ー」とし、「生活環境・景観」「水環境保全」「地球環境・エネルギー」「環境配慮型農林業」「参加・協働・教育ほか」について、それぞれ具体的な施策や重点プロジェクトを策定しています。

(4) 個別の文化財に関する計画

①若狭町熊川宿伝統的建造物群保存地区保存計画 平成7年12月

若狭町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めるものです。伝統的建造物群の特性を示すとともに、「環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧に努める」とともに、「伝統的建造物群と前川を中心とする多彩な歴史的風致が急激な改変によって失われないように配慮しつつ、むしろこれらを活かした独自の住環境の整備を図る」ことを保存の方向としています。伝統的建造物（建築物、工作物）及び歴史的風致を形成する物件（前川、路地、自然物その他）を指定し、それらの修理、修景、復旧に努め、地域生活環境の整備を促進し、熊川らしい歴史的景観を活かしたまちづくりを図るための、保存整備計画や助成措置、必要な管理施設の設置及び整備計画を定めています。

②第三次熊川マスタープラン 熊川区 平成30年3月

熊川宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定（平成8年）されるのに先立ち、平成7年に「熊川まちづくりマスタープラン」が策定され、平成19年に「第2次熊川まちづくりマスタープラン」が策定されています。マスタープランに基づき、住民によるまちづくり活動の中で数々の成果が生み出されてきました。これら成果を踏まえつつ、少子高齢化や空き家の増加など早急に対策を講じるべき課題に対応するための総合計画として、持続可能なまちづくりを進め、未来へとつなげることを目的として「第三次熊川マスタープラン」が策定されました。

③若狭町熊川宿の防災まちづくり計画 平成21年3月

住民と行政が協働して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町並みを災害から守るとともに、住民が安心して住み続けることができ、あわせて観光客の保護を図ることを目的に策定されました。住民アンケート調査や防災ワークショップを実施して課題を抽出し、事前対策、応急対策、復興対策を防災まちづくり計画としてまとめています。また、44項目にのぼる防災まちづくり事業計画を定めています。

④名勝三方五湖保存管理計画 昭和63年

名勝「三方五湖」の自然と景観を未来のまちづくりの財産として守り、未来へつなぐために指定管理区域内で住宅などの新築・増改築や山林の伐採などを行うときには、文化財保護法により文化庁の許可が必要となっています。リアス式海岸の動的な景観、三方五湖の湖沼群の静的な景観、それを取りまく山稜線や集落地等の景観が指定の要件となっており、景観の保護上必要な内陸地域を含めて、その景観特性により第1～4種区域に区分し、保護されています。

(5) 関連する町域を超えた計画等

①若狭小浜上中歴史街道計画（福井県・小浜市・上中町） 平成8年

旧建設省と文化庁の共同による文化財を活かしたモデル地域づくり事業として実施されました。鯖街道のメインルートである北川水系の中で、市町を超えた文化の流れでゾーニング計画を行いました。

②小浜市・若狭町歴史文化基本構想・保存活用計画（小浜市・若狭町）平成23年3月

小浜市と若狭町は、自然環境や歴史など深い関係性を有しており、歴史まちづくりをはじめ、景観保全や自然保護など一体的な取組が行われてきています。本構想は、地域全体の文化財の保存・活用のマスタープランとして両市町が協働で策定しました。若狭町においては、未指定を含めて243件が文化財として抽出されています。保存活用計画では、65件の保存・活用にかかる事業があげられています。本地域計画は、この基本構想・保存活用計画をもとに、若狭町独自の計画として再編、作成するものです。

③日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群」（福井県〔小浜市、若狭町〕） 平成27年4月認定

日本遺産は、地域の文化財を地域の歴史や伝統を語る群としてつなぎ、そのストーリーを発信することで、観光誘客の促進や地域の活性化につなげようとするものであり、日本遺産の概要は下記の通りです。

若狭は、古代から「御食国（みけつくに）」として塩や海産物など豊富な食材を都に運び、都の食文化を支えてきた地である。また、大陸からつながる海の道と都へとつながる陸の道が結節する最大の拠点となった地であり、古代から続く往来の歴史の中で、街道沿いには港、城下町、宿場町が栄え、また往来によりもたらされた祭礼、芸能、仏教文化が街道沿いから農漁村にまで広く伝播し、独自の発展を遂げた。近年「鯖街道」と呼ばれるこの街道群沿いには、往時の賑わいを伝える町並みとともに、豊かな自然や、受け継がれてきた食や祭礼など様々な文化が今も息づいている。

○若狭街道 —御食国若狭の原点と鯖街道のメインルート—

「鯖街道」のメインルート若狭街道を囲む御食国ゆかりの古墳群や宿場町熊川の町並み

(構成文化財)

上中古墳群、岡津製塩遺跡、重伝建地区熊川宿、瓜割の滝など

○鯖街道の起点 —湊町・小浜の賑わい—

「海の道」と「陸の道」が結節点として様々な物資、人、文化が集まった「湊町・小浜」

(構成文化財)

重伝建地区小浜西組、小浜市場、後瀬山城跡、小浜の祇園祭礼群、和久里壬生狂言、若狭塗など

○針畑越え —最古の鯖街道の歴史的景観—

若狭彦の伝説が残る最古の「鯖街道」沿いに残る古道景観と古刹・仏像群

(構成文化財)

遠敷の町並み、上根来集落、お水送り、古代中世の社寺・仏像群（若狭彦神社、神宮寺、明通寺など）など

○若狭の浦々に続く鯖街道 —都の祭りや伝統を守り伝える集落—

街道沿いの集落に伝わる中世社寺芸能など四季折々の民俗行事と伝統的な食文化

(構成文化財)

若狭の王の舞群、六斎念仏群、地藏盆、松上げ、若狭能倉座の神事能、へしこ、なれずしの製作技法など

4. 文化財の保存・活用に関する方針

(1) 将来像

平成 22 年度 (2010) に完成した『小浜市・若狭町歴史文化基本構想』においては、「御食国若狭の継承、そして発展 ―若狭の文化 食にあり―」という将来像を掲げていました。しかしこの構想は、小浜市・若狭町の 2 市町によるものでした。本計画では、従来の構想を受けつつ、若狭町単独の計画テーマを創出していくこととなります。

すでに、本計画の、第 1 章 3. 歴史的背景(1)若狭町の歴史、及び第 3 章. 若狭町の歴史文化の特徴でも述べていますが、若狭町単独の計画作成にあたり、以下に若狭町の歴史と文化の独自の要点を、時系列的にまとめてみました。

名勝三方五湖に近い縄文のタイムカプセルと称される鳥浜貝塚（鳥浜）は、「自然と人間の共生と循環」のありようを示してくれるものです。これは日本文化の基層を形成するテーマであると同時に、今も若狭町の住民の精神に息づいています。

また古墳時代、若狭町に集中して築造される周濠をもった前方後円墳（首長墓）の被葬者は、大和政権と深いつながりを持ちつつ、海を越えて朝鮮半島との交流を果たした若狭の^{くにのみやつこ}国造「膳臣」^{かしわでのおみ}一族に比定されています。特に、若狭の首長墓として、最初に作られた上ノ塚古墳（脇袋）の背後の山は、「膳部山」^{ぜんぶやま}と呼ばれており、この地域と膳臣の関係を想起させることになっています。

首長墓の周辺地域には、大和政権の直轄地である「屯倉」^{みやけ}の存在を示すと考えられる「三宅」の地名が、現在も集落名・地区名として定着しています。

つぎの飛鳥時代、奈良県明日香村の「国史跡・飛鳥宮跡」の北側で三方郡三方郷から税である「調」^{ちよう}として鯛の煮物（田比煮）^{たいに}を納めたことが記された木簡が見つかっており、「調」を示す年代のわかるものとしては最古（7 世紀後半）とされるものです。

中世においては、すでに鎌倉時代末期に熊川より先行して大杉に関所が設けられ、若狭から都への物流の拠点として機能してきました。

中世末より、若狭の代表的な海の幸である鯖などの魚介類を運んだ街道のなかでも、最大の中継拠点として発展したのが熊川宿です。この街道は、北大路魯山人が若狭の鯖を絶賛したことなどを受けて、昭和時代の後半（1970 代）から「鯖街道」と呼ばれるようになり、熊川宿は、国の重要伝統的建造物群保存地区となりました。この熊川にルーツをもつ京都祇園の料亭「菊乃井」を立ち上げた村田家の三代目当主である村田吉弘氏は、ユネスコ無形文化遺産「和食；日本人の伝統的な食文化」の登録に大きく貢献したお一人です。

以上のように、第 3 章の「若狭町の歴史文化の特徴」に挙げた「自然とともにある歴史文化」、「交流とともにある歴史文化」、「暮らしとともにある歴史文化」が、

どの時代にあっても渾然一体となって、御食国若狭の源流（縄文時代）からの一貫した流れとなっていることがわかります。

また、若狭町でとりわけ大切な存在となった水月湖^{ねんこう}年縞形成の様相は、若狭町の歴史と文化の継続した積み重ねを象徴していると考えられます。

以上のような、過去から現代に至る歴史的背景により、下記のようにまとめることができました。



将来像

みけつくに

ねんこうてき

御食国若狭の源流からの年縞的生成発展

- ・ 自然と共生する文化を積み重ねる
- ・ 多面的な交流を創り出す

※御食国・みけつくに：「御食・みけ」とは神や天皇への食物を指します。「つ」は古代の助詞で、「の」の意味で、「御食国」とは、恒常的に神や天皇への食を貢進してきた国という意味になります。地理的範囲を現在の美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町とする「若狭」は、その役割を担った「御食国」のひとつと考えられており、食との関わりは一貫した若狭の特性です。

※年縞的：名勝三方五湖のひとつ水月湖の湖底には、世界遺産的価値を有する年縞が存在し、その積み重ねの様相は、わが町の文化の連続性を象徴しているとも考えられることから、「年縞的」と表現しました。

将来像をイメージ化した付図について

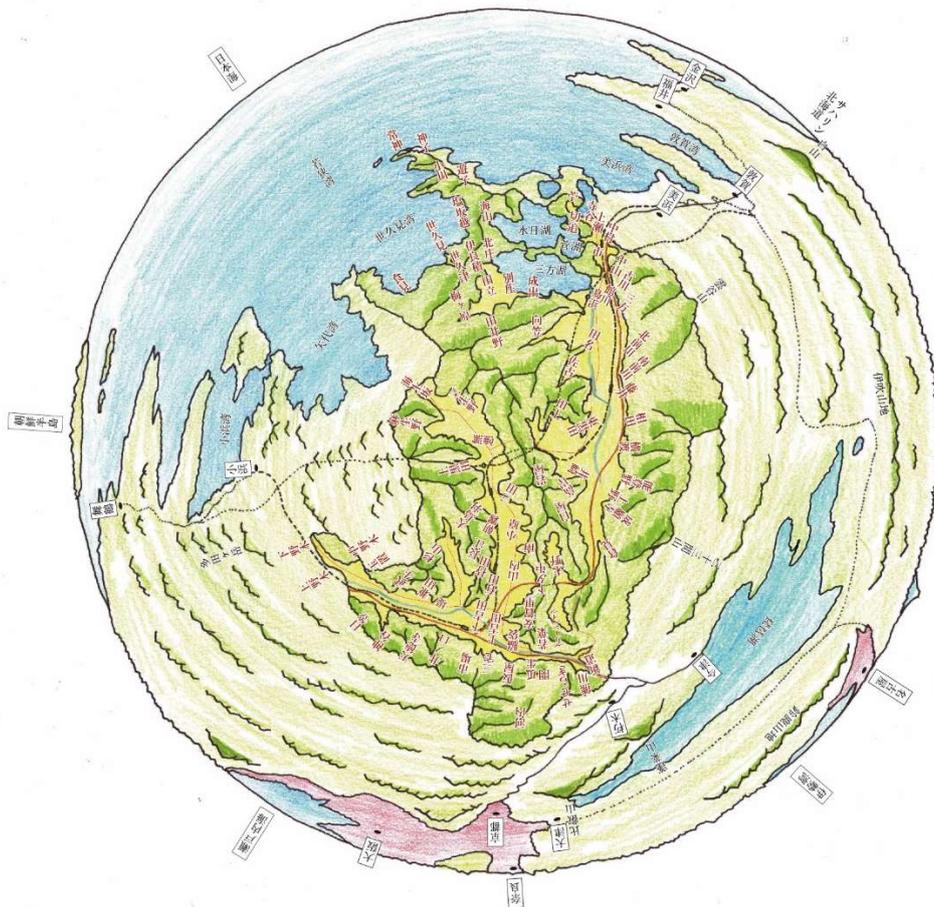
自然環境豊かな若狭町にあって、若狭町を中心に、周辺の地域、また、日本海を超えた地域とつながり、交流を積み重ね、発展してきたことを付図に表しました。

文化の時間軸での積み重ねを、縞模様のように連続した年縞的な特徴としてとらえました。

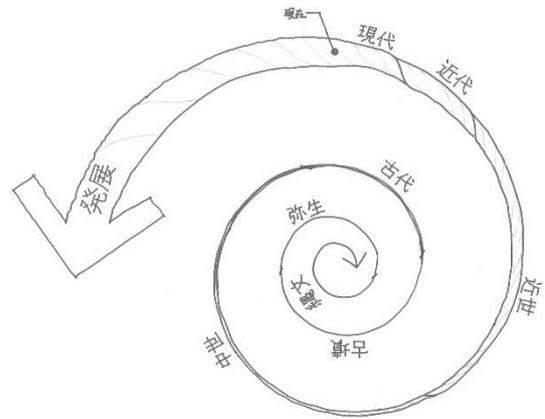
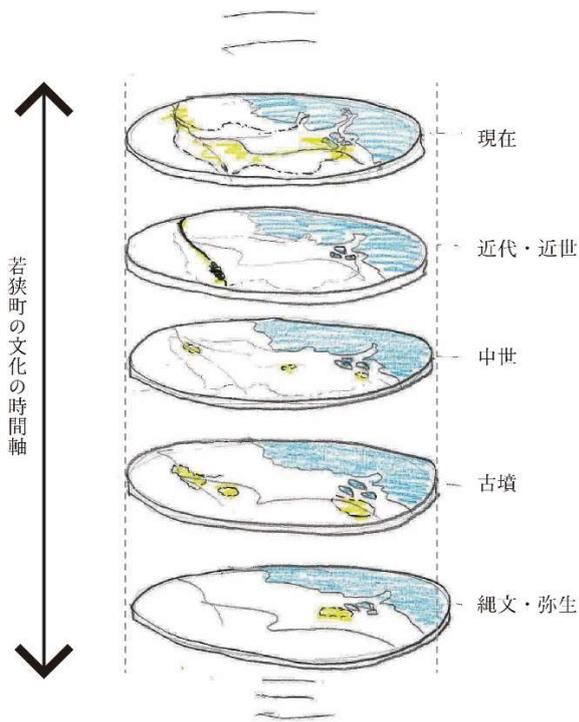
文化の空間軸での積み重ねを、住み続ける個々人の精神性を根底にして、若狭町から、若狭、近畿、日本列島、大陸やさらに世界へと展開する空間としてとらえました。

これらの「年縞的生成発展」は、底面に向けて真下を見た場合には、対数螺旋を描くとも捉えることができます。この螺旋は、外へ向けて無限に発展していくのはもちろん、中心に向かっても収束することなく無限に伸びていくものです。

以上、若狭町の自然との共生を背景として、人間と文化の一体的で内発的(この地域にある資源を基にした)な発展は、これからも続いていくのです。



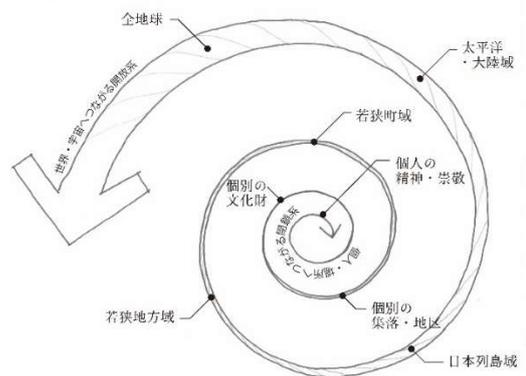
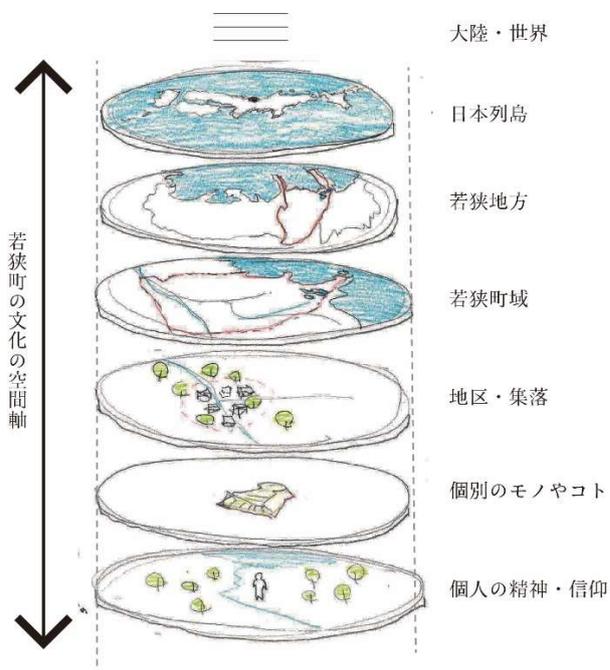
豊かな自然環境と歴史文化の積み重ねを基底とした
御食国若狭の源流のイメージ



若狭町の文化の時間軸
年縞的生成発展の螺旋構造 1

時間軸での重層

自然と共生する文化を積み重ねる



若狭町の文化の空間軸
年縞的生成発展の螺旋構造 2

空間軸での重層

多面的な交流を創り出す

(2) 基本理念

将来像を実現するための、文化財の保存・活用にかかる基本理念として下記の3つを定めます。

① 地域の**誇り**を継承し、地域の多様な**活性化**を図る

若狭町の文化財は町全域に分布し、地域の自然、産業、暮らしに深く結びつきながら、積み重ねられてきた歴史の所産です。その保存と活用を進めることは、地域のアイデンティティを育て、地域の誇りを育んでいくことにつながります。観光にとどまらず、生業の創出、地域活動の活性化など、文化財やその地域の特徴に応じて、多様な活性化を図ります。

② 文化財をわかりやすく発信し、住民の**暮らし**とともにつないでいく

若狭町の文化財は多種多様であり、価値がわかりにくいものも含まれています。文化財は暮らしとともに大切に受け継がれてきたものであり、文化財を守ることは地域で築かれてきた暮らしを守ることでもあります。暮らしと密接な関係性を持つ文化財の価値を明らかにし、地域の中で継承していく環境や仕組みを創り出します。

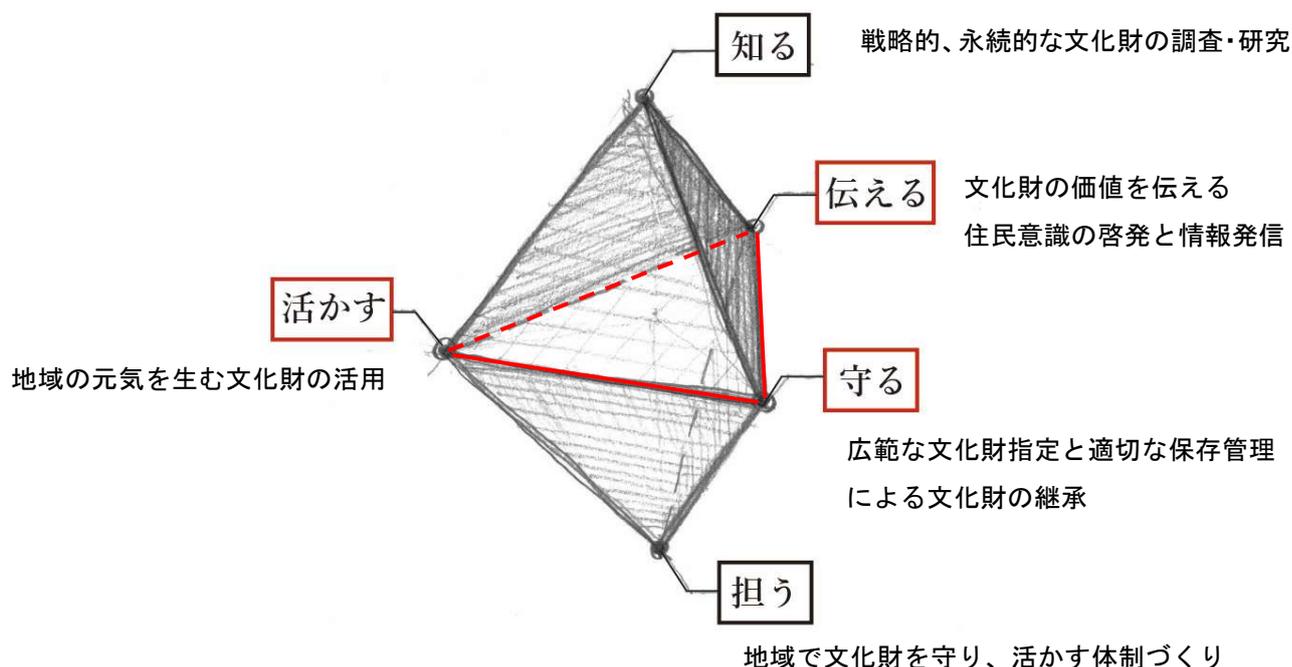
③ 多様な主体が、住民のための、**交流**を展開する

若狭町で、指定の有無にかかわらず、これほどまでに文化財が守られてきたのは、所有者や地域の方々の長年の努力によるものです。これからも、住民を第一義としながら、行政や地域団体、民間事業者などの地域に関わる多様な主体が、国内外からの来訪者や研究者等との交流を活かしながら保存・活用を進めていきます。

(3) 基本方針

3つの基本理念のもと、文化財の保存・活用を推進、展開していくための基本方針を以下に定めます。文化財を「守る」「活かす」、そして価値を「伝える」ことで保存・活用に取り組みます。そのためには、まず「知る」ことが大切であり、また、地域の中で取組を「担う」人材を育て体制を整えていく必要があります。

なお、前項の基本理念①は、方針①知る、方針②守る、方針③活かすと、基本理念②は、方針④伝えると、基本理念③は、方針⑤担うとそれぞれ特に強く関係します。



文化財の保存・活用が循環的に展開する仕組みづくり

方針 ① **知る** 戦略的、永続的な文化財の調査・研究

若狭町の文化財は数量と種類が多く、その調査段階も様々です。また、未指定の文化財も多くあるため、本計画の対象となる文化財のリストを作成した上で、文化財の保存と活用を視野に入れた戦略的かつ効果的な文化財調査を永続的に実施していきます。

①-1 文化財の調査

町内には、遺跡や民俗文化財、古文書などの有形文化財等、未調査のものが多くあり、まずは潜在的な文化遺産の掘り起こしが必要です。本計画のな

かでリスト化した未指定文化財については詳細調査を行い、町指定文化財については、必要に応じて県・国指定を目指した再調査を行っていきます。

①-2 文化財の研究

町内の文化財について、その時代背景やそれぞれの関係性等をより明確にし、歴史的、文化的価値をより精緻化していきます。多種多様な文化財を有することを活かして、学術的フィールドとし、大学等の研究機関との協働体制を充実させ、実施していきます。研究成果の地域への還元により、個別の文化財の有する価値を地域の中で再発見、再認識していきます。

方針 ② 守る 広範な文化財指定と適切な保存管理による文化財の継承

保存管理の対象となる文化財リストを整備した上で、それぞれの文化財の状況を把握します。また、未指定文化財の文化財指定を進めるとともに、それぞれに応じた保存管理の方針を立てていきます。

②-1 文化財の適切な管理

文化財リストを更新可能な形で整備し、定期的な状況把握ができるシステムを整えます。適切な保存管理を行うため、必要に応じて文化財指定を進めるとともに、寄託資料等の収蔵スペースの確保を図ります。また、個別の文化財についても「文化財保存活用計画」を策定するように努めます。

②-2 有形文化財の修理

経年により、何らかの毀損を抱えている文化財が多くあります。毀損状況を把握し、周辺環境、所有者の活用意向等の全体的な状況を踏まえて個々の文化財の修理方針を立てます。また、毀損や災害による破壊等に対する事前措置として、現状の記録保存に努めます。特に伝建地区内の空き家については、居住を含めた活用を前提とした修理を進めます。修理に要する材料の確保や修理技術の保存と育成をはかります。

②-3 無形民俗文化財の継承

文化財の担い手や継承する人材を守り育て、文化財を次世代に伝えていきます。多くの無形民俗文化財は檀家・氏子や集落により継承されますが、集落内の関係者の継承に対する意識を高めるのに加えて、地域を超えた連携や支援体制を整えます。

②-4 文化財の防災体制の整備

個別の文化財に対して、災害危険の状況把握を行います。また、管理者と地域が協働で防災体制システムを整備し、個々の文化財の「文化財保存活用計画」の策定にあわせて防災対策を検討します。

②-5 文化財の保存環境の整備

個々の文化財について、物理的な保存環境や地域コミュニティなどの社会的条件を把握した上で、補助事業の実施やクラウドファンディングの活用など必要な措置を講じていきます。また、関連文化財群に基づいた面的・集団的保存環境を整えるようにしていきます。

方針 ③ **活かす** 地域の元気を生む文化財の活用

地域のコミュニティを支え、地域の誇りと元気を生み出す活用を行っていきます。

③-1 文化財の活用

地域の暮らしと調和した、誇りと元気を生む活用施策を進めます。文化財との触れ合いを通して地域の魅力や暮らしの中の楽しみを感じることのできる機会をつくります。北陸新幹線の延伸を活かし、文化財の保存・活用を通じた地域の魅力づくりにより、観光や移住・定住促進施策とも連携していきます。

③-2 文化財の周辺環境の保全・景観整備

若狭町の文化財は周辺の豊かな自然、社会環境と一体となってその価値を高めています。周辺環境を含めた価値を明らかにしたうえで、それらの保全を図りながら活用を進めていきます。

方針 ④ **伝える** 文化財の価値を伝える住民意識の啓発と情報発信

若狭町の文化財は水月湖の年縞のように、長い間地域において蓄積してきたものです。それらを地域住民が自分たちのものとして捉えられるよう、文化財の啓発及び情報発信を行っていきます。

④-1 文化財の普及・啓発

地域住民にとって文化財が身近に感じられるよう、文化財の価値をわかりやすく伝え、また文化財の公開を推進していきます。地域コミュニティや学校教育などと連携し、また公民館等を活用した生涯学習プログラム、博物館

や資料館等の活用などの施策を展開していきます。同時に、保存・活用に関連する地域の活動に関わるきっかけづくりにも努めます。さらに開発業者や行政内部に対しても周辺環境を含む文化財の重要性を周知していきます。

④-2 文化財の情報発信

現在の文化財について、より詳細な記録を作成し、データベースを整備します。文化財の由来や価値を整理し、地域内外にわかりやすく、より身近に感じられるような積極的な情報発信を行っていきます。安全安心に見学等に対応できる環境づくりや多言語対応の案内等により見学者・利用者の受け入れ体制強化に努めます。

④-3 学校教育プログラムとの連携

町内の小中学校と連携し、総合学習プログラム等で、児童・生徒が文化財を通して若狭町の歴史文化を学ぶ機会を継続的に作ります。また、熊川宿で行われている子ども語り部のような保存・活用に関する参加の機会づくりも支援します。

方針 ⑤ 担う 地域で文化財を守り、活かす体制づくり

行政（公）、民間事業者（民）、専門家等（学）と協働で、地域が主体的に文化財を守り、継承していく体制を構築していきます。

⑤-1 文化財の保存・活用の担い手育成

文化財の保存・活用に関わる担い手を育成、支援し、将来にわたって継承していく仕組みをつくります。ボランティアだけに頼らない資金面を含めた自立した取組を目指します。行政内部においても、文化財の保存と活用に携わる専門職員を育成していきます。

⑤-2 公・民・学連携の体制づくり

個別の文化財にとどまらず、地域として、保存・活用に関わる公・民・学が連携し、協働の体制づくりを行っていきます。地域づくり協議会などを中心に、文化財を総合的に守り活かせる体制をつくります。

(4) 方針の体系

本章で整理した、文化財の保存・活用の課題、将来像、基本理念、基本方針にもとづき、次章において具体的な取組（措置）を定めます。

課題	将来像	基本理念	基本方針	
文化財の調査と潜在的な文化遺産の掘り起こしが不十分である	<p style="text-align: center;">御食国若狭の源流からの年縞的生成発展</p> <p style="text-align: center;">自然と共生する文化を積み重ねる 多面的な交流を創り出す</p>	<p style="text-align: center;">地域の誇りを継承し 地域の多様な活性化を図る</p>	知る	文化財の調査
文化財やその周辺環境に対する理解が不足している				文化財の研究
社会・経済情勢の変化による文化財滅失・改変の進んでいる			守る	文化財の適切な管理
				有形文化財の修理
				無形文化財の継承
文化財を脅かす災害への対策が進んでいない			文化財の保存環境の整備	文化財の防災体制の整備
				文化財の活用
文化財が地域の誇りと活力につながっていない			活かす	文化財の周辺環境の保全・景観整備
文化財の価値を総合的に守り、活かす仕組みがない				文化財の普及・啓発
住民にとって文化財が身近に感じられていない			文化財をわかりやすく発信し住民の暮らしとともにつないでいく	伝える
	学校教育プログラムとの連携			
地域内外への情報発信が不十分である	<p style="text-align: center;">公・民・学を含めた多様な主体が、地元と協働して住民のための交流を展開する</p>	担う	文化財の保存・活用の担い手育成	
文化財保存・活用の体制が不十分である			公・民・学連携の体制づくり	
行政と地域等の協働が進んでいない				